県南広域振興局長告示第112号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在 地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年8月2日

県南広域振興局長 田 村 均 次

1 居宅介護

	事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変更前	変更後	多文十月 I
	0310900030	一関市訪問介護事業所	一関市竹山町7番2号	一関市城内1番36号	平成23年6月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	変更十月
0310900030	一関市訪問介護事業所	一関市竹山町7番2号	一関市城内1番36号	平成23年6月1日

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	多 更 十 月 日
0310900030	一関市訪問介護事業所	一関市竹山町7番2号	一関市城内1番36号	平成23年6月1日